

岩井まさお 通信 未来

平成30年3月号 第17号

発行責任者：岩井まさお 〒262-0013 千葉市花見川区檜橋町1458-1 TEL. 043-259-2777 FAX. 043-259-2777



平成30年 第1回定例会報告

平成30年 第1回定例会(3月12日)に於いて、代表質疑をさせて頂きました。この代表質疑を通じ、問題点の指摘を含め質問そして要望させて頂いたことを、主な内容や市の答弁と共に、Q&Aにして、ご報告いたします。

皆さん、こんにちは。自由民主党千葉市議会議員団の岩井雅夫でございます。

2月6日に官製談合防止法違反の疑いで土木事務所所長が逮捕され、送検・起訴されました。2016年にも下水道部門職員が同法違反で逮捕され、その後、談合防止マニュアルを作成し再発防止に取り組んできたようですが、残念ながら再び発生してしまつたのです。

本市では、この他にも不祥事が相次いでいます。また、事務処理ミスに関わるものも多く、特別障害者手当の申請書類の改ざん、マイナンバーや納税額が記載された税通知書の誤送付、生活保護費の不正などが相次ぎました。

の徹底・綱紀粛正に取り組み、再発防止と信頼回復に努める」とコメントしていますが、不祥事は倫理観や人間性といった個人の問題にしてしまえば簡単ですが、根本は、職員間のコミュニケーション不足、ギリギリの職員配置、閉塞気味の職場など、同僚が何を考え、どのような仕事をしているのか把握できていないことに原因があるのではないかと考えています。管理監督者は職員の事をどれほどまでに理解しているのか、大変心配です。

下水道使用料について

●市長の記者会見において懸案の徴収一元化が解決したことを発表しているのではないかと、その理由について

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課 総務局市長公室秘書課)

A 徴収一元化による徴収業務の主体は、千葉東水道局であることから、昨年12月8日に千葉東水道局が「千葉市を含む4市と上下水道料金の徴収一元化を来年1月から開始する」という記者発表を行っております。本市は、1月5日の市長定例記者会見にて「平成30年中の千葉市の主な出来事」として、記者発表を行っております。

●徴収一元化について、どのようにお知らせしてきたのか

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

の計3回掲載し、区役所などでのポスター掲示や市ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど、様々な媒体を用いてお知らせしました。昨年5月から納入通知書の通信欄に一括請求の開始について記載し、10月と11月には、使用者全世帯に戸別に周知文を送付、周知徹底を図って参りました。

●二元化実施前に使用者からの問い合わせはどのくらいあったのか、併せて、内容について

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A お知らせを開始した昨年5月から12月までに約1,000件の問い合わせがありました。主な内容は、「一括請求にあたって改めて手続きが必要になるのか」、「請求月が変更になるのか」、「井戸水のみ使用者は口座振替が継続出来ないのか」などとなっております。

●実施後の問い合わせはどのくらいあったのか、併せて、内容について

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 実施後の本年1月から2月末までに、約6,500件の問い合わせがありました。主な内容は、「井戸水使用者の口座振替の継続はなぜ出来ないのか」、「下水道使用料のみの請求が東水道局から送られてきたのはなぜか」などで、「東水道局のお客センターに電話がつかまらない」との苦情も寄せられております。

●井戸水使用者の口座振替の継続はなぜ出来なかったのか、併せて、使用者の手続きの負担を軽減する方法はあったのか

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 徴収一元化後は、東水道局が下水道使用料の請求を行うことから、口座振替には、使用者と東水道局との契約が必要となり、東水道局との契約がない井戸水のみ使用の皆様は新たに口座振替の手続きが必要となりました。井戸水のみ使用の皆様の手続き負担が軽減できるよう、お客様番号を印字した口座振替依頼書と返信用封筒を同封し、送付しております。

●なぜ東水にお客様センターに電話が集中したのか

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 徴収一元化に移行する日程の関係上、1月分の請求が1月30日に、2月分の請求が2月1日となり、同一の週に請求することになったことや、最初の一括請求ということもあり、問い合わせが多く、電話がつかなりにくい状態になったもの

と考えております。

●徴収一元化で事業の効率化により、経費はどのくらい削減される見込みなのか

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 東水道エリアの徴収事務の経費は、これまで本市が支出していた郵送代や、コンビニ納付と口座振替の手数料などが削減されますが、引き続き本市が徴収する市水道エリアの経費はスケールメリットがなくなり増加するため、これらに係る経費を合わせ年間約1,000万円の削減効果になると見込んでおります。

●徴収一元化後の徴収率はどのように推移していく見込みなのか

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 現年度分の徴収率は、平成28年度98.6%であったものが、30年度からは、東水道局と同等の99.8%になると見込んでおります。滞納繰越分を含めた全体徴収率は、28年度95.4%に対し、33年度98.5%、36年度以降は99.3%で推移すると見込んでおります。

●徴収率向上による増収効果はどのように推移していく見込みなのか、併せて、結果として収支効果はどのような見込みなのか

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 増収効果は平成27年度と比較で、30年度は年間約1億9,000万円の増収となりますが、滞納繰越分の収入額は年々減少していくため、33年度には約9,000万円、36年度以降は約7,000万円で見込んでおります。最終的に36年度以降の収支効果は、経費削減効果の年間約1,000万円と合わせて年間約8,000万円と見込んでおります。

●下水道使用料の減免措置について、まず根拠と、併せて、減免の対象について

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 根拠ですが、千葉市下水道条例第21条において、「公益上その他の理由により特に必要があると認めるときに減免ができるもの」とされていることから、千葉市下水道使用料減免事務取扱要綱により減免措置を行っております。減免の対象は、「生活保護を受けている世帯」、「中国残留邦人等自立支援を受けている世帯」、「身体障害者の1級又は2級の方がいる世帯」、「精神障害者の1級の方がいる世帯」、「知的障害者の最重度又は重度の方

がいる世帯」、「要介護者の65歳以上で要介護5又は4の方がいる世帯」をはじめ、「公共の用に供されている水飲場や公衆便所」などのほか、「小・中・高等学校のプールや共用プール」が減免の対象となっております。身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者の方がいる世帯は、所得に係る市県民税が非課税であることが減免の条件となっております。

●対象のうち福祉に係る減免措置の内容について

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 「生活保護受給世帯」及び「中国残留邦人等支援給付受給世帯」では、全額免除しております。身体障害者・精神障害者・知的障害者・要介護者の方がいる世帯では、基本使用料と10㎡までの従量使用料に消費税相当額を加えた額を減免しております。

●福祉に係る減免措置を対象別に28年度の件数と金額について、併せて、そのうち生活保護世帯の割合について

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 生活保護受給世帯は8,498件で1億2,700万2千円、中国残留邦人等支援給付受給世帯は96件で94万1千円、身体障害者の方がいる世帯は9,500件で814万4千円、精神障害者の方がいる世帯は66件で58万7千円、知的障害者の方がいる世帯は54件で51万4千円、要介護者の方がいる世帯は7件で4万3千円です。そのうち、生活保護受給世帯の割合は、件数ベースで87.9%、金額ベースで60.6%となっております。

●生活保護世帯への減免措置について、24年度と比較して、件数と金額はどのようになっているのか

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 平成24年度は6,636件で8,186万3千円、28年度は8,498件で1億2,700万2千円となっており、件数ベースで268.1%、金額ベースで265.5%増加しております。

●政令市で生活保護世帯へ減免措置をしている市は何市あるのか

建設局次長答弁(建設局下水道管理部下水道課)

A 政令市20市中、本市を含めて11市となっております。

●厚生労働省の見解について把握しているのか、併せて、生活保護世帯への減免措置に対する見直しの検討について

岩井まさお

平成29年度の役職



【議 会】

- ・ 総務委員会 委員長
 - ・ 新庁舎整備調査特別委員会 委員
 - ・ 環境審議会 委員
 - ・ 自民党市議団 副幹事長
- ### 【地域活動】
- ・ 千葉市ハンドボール協会 会長
 - ・ 千葉市相撲連盟 顧問
 - ・ 千葉市花見川区サッカー協会 会長
 - ・ 千葉ネオライオンズクラブ メンバー
 - ・ 花見川区倫理法人顧問
 - ・ 花見川区少年軟式野球連盟 顧問
 - ・ 自衛官募集相談員
 - ・ 檜橋小地区スポーツ振興会 会長

建設局次長答弁〔建設局下水道管理部下水道営業課〕
A 把握しておりますが、生活保護受給世帯の減免は生活困窮者対応策として一定の公益性があると考え、減免措置を行っております。各市によって減免に対する考え方は様々で減免措置を見直した例もありますので、本市においても見直しについて検討してまいります。

●「このよつな場合」に使用料は発生するのか
建設局次長答弁〔建設局下水道管理部下水道営業課〕
A 公共下水道に接続することで発生します。具体的には宅内排水設備工事の検査を行い、使用者が公共下水道の使用開始届を提出することによって、使用料が発生します。

●賦課漏れ等を原因とする徴収の誤りはこのよつな場合」に発生するの
建設局次長答弁〔建設局下水道管理部下水道営業課〕
A 原因は、「排水設備工事の届出がない場合」「引越などに伴う変更の届出や連絡が遅れた場合」などが考えられます。

●適正に賦課・徴収するための、現在の取組状況について
建設局次長答弁〔建設局下水道管理部下水道営業課〕
A 市ホームページに排水設備工事や引越しの届出に関する手続きについて周知を図っているほか、引越後の空家に使用開始の届出を促す案内文を配布しています。専門職員を配置し、水道の開栓情報から無届けで下水道を使用している可能性がある場所を抽出し、現地パトロールを実施することで徴収漏れ防止に努めています。

学校での保健指導について

●文部科学省からの「体育活動中における紫外線対策について」の文書内容について
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 環境省発行の「紫外線環境保健マニュアル2015」の改訂に伴い情報提供するもので

「紫外線に関する最新の知見を踏まえて必要に応じ、マニュアルを参考」として適切な対応を講ずる「よこ示したものです。」

●教育委員会は、「必要に応じて適切な対応」を学校現場に具体的にどのよう示しているか
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 市立学校に平成27年9月8日付け「体育活動中における紫外線対策について」により文部科学省からの連絡を周知するとともに、毎年5月に実施する「体育・保健体育主任研修会」にて、屋外の活動や水泳学習時の紫外線対策について適切に対応するよう指導しております。

●日焼け止めクリームを持参を認めている学校と禁止している学校の数と割合について
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 中学校55校のうち、日焼け止めクリームの持参を認めている学校が53校で96.4%、原則禁止している学校が2校で3.6%です。

●日焼け止めクリームの学校への持参は校則で決められているのか、それとも校長の判断かについて
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 生徒心得等に明記している学校はありませんが、持参の可否の方針等は職員会議等で協議の上、校長が承認している学校が多いと認識しております。

●禁止している学校の理由について
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 教室内外での無制限の塗布や、不要物の持込みにつながる懸念されるからです。

●健康上の事情等により使用が必要な場合の取り扱いについて

【教育委員会学校教育部保健体育課】
A 本人や保護者の申し出があった場合には、事情をよく聞いた上で、個人に配慮した柔軟な対応をしております。

●生徒や保護者の声を把握しているか、併せて、声の内容について
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 各学校にて生徒や保護者の声を大切に学習や部活動を展開していると認識しております。体育祭練習等、長時間屋外で活動する際に、日焼け止めクリームを使いたいなどの声があると聞いております。

●日焼け止めクリームの持参・使用についての見解について
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 生徒の健康を第一に考え、日焼け止めクリームの持参・使用について、柔軟に対応することが必要と考えております。

●水泳学習時の配慮はどのようにしているのか、併せて、見学する生徒の対応について
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 日焼け防止のため、水着の上にラッシュガードの着用を認めること、見学者にはブルサイドの日陰を活用することなどの適切な配慮について、体育・保健体育主任会で周知しております。

●リップクリーム、制汗剤、汗ふきシート等オシャレや美容に関する持ち込みの取扱いについて
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 原則として学習等に必要としないものは持ち込まないよう指導しております。個々の事情で学校に持ち込む場合は、周囲への影響を考慮し、無色、無臭のものにすることや、使用場所・時間等について十分な指導が必要と考えております。

●屋外やプールでの学習、部活動、野外活動等で過去5年間に、火傷や皮膚炎で給付を受けた件数について
【教育委員会学校教育部保健体育課】

A 平成24年度から平成28年度の5年間の統計では、原因が紫外線である件数は特定できませんが、熱傷・火傷で給付を受けた年間平均件数は、11.6件、皮膚炎・皮膚疾患で給付を受けた年間平均件数は8.6件でした。

【所感】 様々な観点から質問しましたが、最後は所感と要望とします。

【徴収二元化について】

私のところにも県水道局長と千葉市長の連名でハガキが届きました。そのハガキを見て、改めて関係各位のご労苦を慰労し、感謝したいと思えます。現年度分は増収が見込まれますが、過年度分の徴収についてもしっかりと取り組んでいただきますように要望します。

【適正な賦課・徴収について】

公共下水道を使用する場合は、下水道法や千葉市下水道条例で使用開始の届出が義務づけられています。今後も使用料の適正な賦課・徴収について、使用者のご理解とご協力を得るため、しっかりと啓発活動に取り組んで

頂きたく要望します。

【学校での日焼け止めの使用について】

真夏の部活動では汗の量も多いだけに、日焼け止めを自宅で1回塗るだけでは、全く不十分です。また、自宅で塗るだけにすると、長時間効果があるSPF値が大きいものを選ぶことになり、かえって肌への負担を大きくしてしまうこととなります。

炎天下で苦しんでいる生徒や先生を救うためにも、また、体育祭も日差しが強くなる春に実施する学校が増えていることから、日焼け止めの積極的な使用へ転換してほしいと要望します。

なお、学校にオシャレや美容に関連するものを極力持ち込ませないという見解は私も全く同感であることを申し上げ、私の一般質問をおわりに。長い間のご清聴有難うございました。



JFE視察



ふるさと農園 子ども食堂



花見川区老連 芸能大会



檜橋地域交流館 餅つき大会



千種町 元旦マラソン大会

ご意見・お問合わせは
こちらにお寄せください

ホームページは→ <http://iwai11.com/>
e-mailは→ iwaimasao@iwai11.com

TEL. 043-259-2777
FAX. 043-259-2777